

平成31年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 636,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 13,265,917 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	左の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税	その他	
社会福祉	社会福祉費	3,493,025	1,385,702	19,000	53,337	175,893	1,859,093
	児童福祉費	4,680,194	2,806,679	21,800	240,297	139,284	1,472,134
	生活保護費	924,835	694,893	0	1,118	19,779	209,045
	小計	9,098,054	4,887,274	40,800	294,752	334,956	3,540,272
社会保険	社会福祉費	1,545,365	473,635	0	0	92,637	979,093
	小計	1,545,365	473,635	0	0	92,637	979,093
保健衛生	保健衛生費	789,390	13,613	75,700	43,719	56,735	599,623
	病院費	1,833,108	0	9,400	68,998	151,672	1,603,038
	小計	2,622,498	13,613	85,100	112,717	208,407	2,202,661
合計	13,265,917	5,374,522	125,900	407,469	636,000	6,722,026	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、人件費及び事務費を除いた額とする。